

薬生食輸発1222第1号
令和2年12月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品のアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和2年12月4日付け薬生食輸発1204第2号)により通知したところである。

今般、パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了解の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のパレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。